

第8期介護保険事業計画における 自立支援・重度化防止等への取組の進捗状況について

●介護保険事業計画の進捗管理

現役世代が減少する中、2025年には「団塊の世代」の全てが75歳に到達し、その後2040年頃に向けては介護を必要とする高齢者が急速に増加するものと見込まれるため、介護サービス基盤の整備・地域の特性を生かした「地域包括ケアシステム」の深化・推進に向けた取組を進めています。

「地域包括ケアシステム」を深化・推進していくためには、高齢者が、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう支援することや、要介護状態等となることの予防、要介護状態等の軽減、悪化の防止といった介護保険制度の理念を踏まえ、地域の実情に応じて、具体的な取組を進めることが極めて重要です。

国からは、第8期介護保険事業計画期間において、高齢者の自立支援・重度化防止等の取組を確実に推進するために、介護保険事業計画の進捗を管理し、市町村の保険者としての機能を強化する方針が示されています。

●自立支援・重度化防止等の「取組と目標」

第8期介護保険事業計画については、介護保険法第117条第2項に基づき、「被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付等に要する費用の適正化への取組」及び「目標」(以下、取組と目標という。)が、必須記載事項とされました。

市町村は、これらの取組と目標の達成状況を自己評価し、県を通じ国に報告することになります。取組と目標の項目は、市町村が独自に設定することとされ、鶴岡市では次の5項目を設定しており、令和4年度は、昨年度までの実績に基づいて出された課題と対応策に重点を置き業務に取り組みました。実績について自己評価し、別紙のとおり自己評価シート(別紙様式I-2・I-3)を提出しました。

【評価目標】

- I. 地域のつながりを深めるために
- II. いきいきと活動的な暮らしのために
- III. 住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために
- IV. 認知症でも自分らしく暮らせるために
- V. 介護保険をよりよく適切に使うために

第8期介護保険事業計画に記載した目標に対する令和4年度の達成状況を、下記のとおり評価し進捗管理を行いました。鶴岡市では5つの評価目標を設定し、取組を実施・見直しをすることにより、高齢者の自立支援・重度化防止が推進されるよう改善しながら体制を強化しています。

第8期介護保険事業計画
取組と目標に対する自己評価シート（フェイスシート）総括表

【評価目標一覧】

市町村名	鶴岡市	所属名	健康福祉部長寿介護課
------	-----	-----	------------

	タ イ ド ル (フェイスシートのタイトルと一致)	自己評価結果 (◎、○、△、×)	その他 (県に支援してほしいこと等)
目標1	I 地域のつながりを深めるために	◎	
目標2	II いきいきと活動的な暮らしのために	◎	
目標3	III 住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために	○	
目標4	IV 認知症でも自分らしく暮らせるために	○	
目標5	V 介護保険をよりよく適切に使うために	○	

※設定した評価目標の数に応じて欄は適宜修正してください。

- 「自己評価結果」欄は、目標に対する実施内容の達成状況について、「◎達成できた（数値目標があるものについては80%以上達成）、○概ね達成できた（同60～79%）、△達成はやや不十分（同30～59%）、×達成できなかつた（同29%以下）」により記載してください。
- 別紙様式1-2、1-3の作成にあたっては、「介護保険事業（支援）計画の進捗管理の手引き」（平成30年7月30日厚生労働省老健局介護保険計画課）38頁～を参照してください。

取組と目標に対する自己評価シート（フェイスシート）

タイトル	I 地域のつながりを深めるために
------	------------------

現状と課題

高齢者人口及び認知症高齢者の増加、家族形態の変化などによる支援が必要な高齢者が増加の一途をたどる中で、地域における生活支援体制の充実や強化が求められており、①：医療・介護・保健・福祉の連携と包括的な支援体制の整備、②：地域包括支援センターの機能強化、③：地域ケア会議を通じた地域課題の把握と解決等に向けた取組を推進している。

①：医療と介護の両方を必要とする状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域の医療・介護等の関係機関と連携し、多職種協働による包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供する体制整備に向けた取組を実施している。

②：地域包括支援センター（以下「センター」と記載）は、地域包括ケアシステムの深化・推進を図る上で中核となる機関であり、日常生活圏域における身近な福祉的総合相談窓口として機能することが期待されている。センターが対応する相談内容は多様化・深刻化している現状もあり、継続的な機能の強化が必要である。

③：地域ケア会議は個別ケースに係る支援内容の検討を通じ、日常生活圏域における地域課題の把握を行い、解決に取り組むものである。市民の生活ニーズの充足を図るために、把握された地域課題の解決と潜在化し、明らかになっていない課題の把握を行うための取組は継続的に実施する必要がある。

第8期における具体的な取組

① センターの機能強化について

- センターの活動の質の向上と適切な運営を行うため、国の評価指標を用いた評価及びPDCAサイクルの充実化等の継続的な実施を通じ、総合相談の拠点としての機能強化を図る。

② 地域ケア会議の推進について

- 地域ケア会議（地域ケア個別会議及び自立支援型地域ケア会議）を開催し、個別ケースに対する支援内容の検討を通じて、日常生活圏域における地域課題の発見と把握を行い、解決に取り組む。また、各日常生活圏域より集約された地域課題は市全体の課題として地域ケア推進会議において共有し、政策形成、地域づくり、資源開発に向けた検討を行う。

目標（事業内容、指標等）

評価項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域ケア個別会議の開催回数	55回	60回	65回
地域ケアネットワーク会議の開催回数	125回	130回	135回
地域ケア推進会議の開催回数	3回	3回	3回

目標の評価方法

● 時点

- 中間見直しあり

- 実績評価のみ

● 評価の方法

- センターの評価は国の評価指標を用いて実施し、また、実績報告や現地でのヒアリング結果を踏まえた総合評価を行う。地域ケア会議は開催回数により評価する。

取組と目標に対する自己評価シート

年度

令和4年度 I 地域のつながりを深めるために

後期（実績評価）

実施内容

- ・国の評価指標を用いた地域包括支援センターの評価結果（令和4年度調査）

評価項目	本市地域包括支援センター (11センター) 平均	県平均	全国平均
1 組織運営体制等	98.6%	89.7%	89.6%
2-(1)総合相談支援	100.0%	97.0%	91.5%
2-(2)権利擁護	100.0%	93.2%	91.0%
2-(3)包括的・継続的マネジメント	98.5%	89.0%	82.0%
2-(4)地域ケア会議	100.0%	88.9%	84.0%
2-(5)介護予防ケアマネジメント・介護予防支援	100.0%	89.3%	83.2%
3 事業間連携（社会保障充実分事業）	100.0%	94.2%	86.9%

- ・地域ケア個別会議開催数 54回※（目標値60回）

※うち、自立支援型地域ケア会議開催数 19回

- ・地域ケアネットワーク会議開催数 102回（目標値130回）

- ・地域ケア推進会議開催数 3回（目標値3回）

自己評価結果【◎】

・国の評価指標を用いた地域包括支援センター（以下、「センター」と記載）の評価において、適切な評価を行うべく評価内容や方法をセンターと共有の上で実施したところ、全センターにおいて県及び全国平均を上回る評価結果を得ることができた。評価結果は令和5年度開催の地域包括支援センター運営協議会に諮り、協議会委員より意見聴取を行い、センターの機能強化につなげることとしている。また、各センターに対するヒアリングを通じた活動状況の把握を行うとともに必要な指導を実施した。

・地域ケア個別会議（自立支援型地域ケア会議を含む）を開催し、高齢者個人が抱える課題について多職種が協働し多角的な視点から解決を図るとともに、地域課題の把握を行った。把握された地域課題は地域ケア推進会議へ市全体の課題として報告し、令和4年度においては同会議での協議を経て「高齢者等のごみ出し支援」に係る政策形成が図られた。

課題と対応策

【課題】

・センターは高齢者に係る総合相談窓口として、複雑多岐にわたる相談内容に対応しており、夜間・休日の緊急対応など業務負担は年々増大している。また、後期高齢者人口の増加に伴う認知症高齢者への対応も増加しており、さらなる業務負担が見込まれることから、センターの機能強化に係る取組については継続的に実施する必要がある。

【課題に対する対応策】

・実情に応じた適正な人員配置及び国の評価指標を用いた評価やヒアリング等を通じた指導を実施し、引き続きセンターの機能強化を図る。

・基幹型地域包括支援センターの設置の必要性について地域の実情を踏まえ精査する。

取組と目標に対する自己評価シート（フェイスシート）

別紙様式1-2

タイトル

II いきいきと活動的な暮らしのために

現状と課題

- ・様々な心身状況の高齢者が参加できるよう、関係機関と連携し、いきいき百歳体操をツールとした住民主体の介護予防通いの場づくりを進めている。
- ・各団体の活動は、コロナ禍の影響は受けたものの、概ね再開し、主体的に継続している。
- ・リハビリテーション専門職が地域の通いの場等に積極的に関与し、介護予防専門職を身近に感じ、介護予防の意識が高まるよう働きかけることが必要である。
- ・身近な通いの場が、地域支え合いの仕組みづくりにつながる働きかけが必要である。
- ・介護予防の効果が期待される社会参加や生きがい活動は、関係各課、民間事業等でさまざまな取組が行われているが、その活動の実態は把握しきれていない。さらに、その活動が個人にとどまらず、地域の支え手や担い手となるようなはたらきかけが必要である。
- ・高齢者の就労的活動は、生涯現役生活、収入、地域活性化等につながる活動である。担い手研修受講者やシルバー人材センター会員等、意欲ある高齢者が学び、活躍できる場づくり、マッチングが課題となっている。

第8期における具体的な取組

- ・身近な地域での介護予防活動を推進する
- ・専門職種の関与により地域介護予防活動の機能を強化する
- ・高齢者の生きがいづくりと社会参加を促進する

目標（事業内容、指標等）

評価項目	第8期計画中の目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
「いきいき百歳体操」週1回実施団体数と参加実人数	128 団体 2,150 人	138 団体 2,300 人	148 団体 2,450 人
住民主体の通いの場（月1回以上・趣味活動の通いの場合も）への65歳以上の参加実人数と割合	4,700 人 10.8%	4,950 人 11.3%	5,100 人 11.8%
シルバー人材センター会員数	維持	維持	維持

目標の評価方法

● 時点

- 中間見直しあり
 実績評価のみ

● 評価の方法

いきいき百歳体操週1回実施団体数、住民主体の通いの場へ参加している高齢者数とその割合、シルバー人材センター会員数で評価する

取組と目標に対する自己評価シート

年度

令和4年度 II いきいきと活動的な暮らしのために

後期（実績評価）

実施内容

- ・住民主体の介護予防通いの場「いきいき百歳体操」
新規開始団体 10 団体（週 1 回実施 6 団体、月 2 回実施 4 団体）
いきいき百歳体操登録団体総数とその人数 160 団体 1649 人
(週 1 団体 134 / 1383 人、月 2 団体 26 / 266 人)
いきいき百歳体操実施団体に対する活動支援 189 回、1,934 人
地域ケア推進担当者等と連携して、いきいき百歳体操講座周知及び活動支援を実施
- ・住民主体通いの場（月 1 回以上趣味活動等含む）団体数及び参加人数 472 団体 6,004 人
- ・地域介護予防活動支援事業補助金交付団体
交付団体数及び実人数 53 団体 1,097 人（比較：令和 3 年度 61 団体 1,259 人）
- ・地域リハビリテーション活動支援事業を活用した専門職の派遣
職種及び派遣回数 歯科衛生士 18 回、理学療法士・作業療法士 4 回、
健康運動指導士 1 回、管理栄養士 3 回
- ・シルバー人材センター会員数 933 人（比較：令和 3 年度 977 人）
就業延人員 78,052 人（比較：令和 3 年度 79,613 人）

自己評価結果【◎】

- ・いきいき百歳体操登録団体数は 160 団体となり、住民主体による介護予防通いの場活動は地域で拡大している。
- ・日常生活圏域毎のいきいき百歳体操チラシを新たに作成し、地域ケア推進担当者で活用、周知を図ることができた。
- ・介護予防活動団体に対し、新型コロナ感染状況に応じた情報提供・相談支援を実施したことにより、基本的感染対策を講じた上での活動は浸透しており、多くの団体が主体的、継続的に活動している。
- ・いきいき百歳体操実施団体の継続支援に向け、生活支援コーディネーター等と連携し、日常生活圏域での団体交流会の開催や団体の実情に応じた個別支援を実施、「新たな参加者が増えた」「活動が活発になった」「活気が出た」等の変化が見られた。
- ・住民主体による通いの場（月 1 回以上、趣味活動等も含む）への参加者数は 6,004 人となり、65 歳以上の 13.8% となり、多様な活動は高齢者の生きがいにつながっている。
- ・リハビリ専門職による地域の通いの場等への支援では、活動団体に対し、補助金の助成や講師招聘についての情報を提供。自主的にフレイル予防に関する専門職を招聘し指導を得ていた。また、地域包括支援センター等に対し地域リハビリテーション活動支援事業の活用を勧めた。オンラインによる講座では、各地域包括支援センター専門職が同時に継続で参加し、通いの場参加者と講話を共有、自包括での予防講座の企画や指導に積極的に活用した。
- ・シルバー人材センター会員数、就業実人員、受託件数は若干減少している。介護予防・生活支援サービス事業（訪問型サービス B）の件数・回数も減少している状況であった。

課題と対応策

<課題>

- ・いきいき百歳体操実施団体数・延数と参加延人数は増加しているものの、活動実人数は若干減少しており、さらなる推進が必要である。
- ・通いの場までの移動手段が課題となっている地域がある。
- ・通いの場立ち上げに意欲的な地域の人材の把握と立ち上げに向けたていねいな支援が必要である。
- ・介護予防に資するよう、生きがいづくりや生涯現役生活に向けた情報発信が必要である。
- ・高齢者の介護予防に資する活動実態が把握しきれていない。
- ・シルバー人材センター会員数を維持する。

<対応策>

- ・地域包括支援センター、生活支援コーディネーターと連携し、歩いて通える身近な場所で介護予防活動ができるよう通いの場づくり推進する。
- ・活動支援が必要な団体、地域を把握し、生活支援コーディネーター等と連携し実情に応じた支援を行う。
- ・担い手養成研修修了者や通いの場立ち上げに意欲のある市民につながり、活動につながるよう支援する。
- ・介護予防通いの場情報を参加者と協働で発信する。
- ・フレイル予防と介護予防通いの場の周知啓発を行う。
- ・シルバー人材センター活動の周知を行う。
- ・シルバー人材センター会員の学びの場、資質向上を支援する。

取組と目標に対する自己評価シート（フェイスシート）

タイトル	III 住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために
------	---------------------------

現状と課題

【本市の高齢者人口と高齢化率】

- 平成27年9月末現在 高齢者人口・・41,725人 高齢化率・・31.6%

- 令和4年9月末現在 高齢者人口・・43,530人 高齢化率・・36.0%

⇒高齢社会の進展や家族形態の変化に伴い、既存の生活支援等サービスだけでは十分に対応できない「ごみ出し」や「電球交換」などのちょっとした暮らしの困りごとを、地域のつながりや住民の力を活かしながら、地域の中で生活を支え合う体制の充実が必要である。

- 役割を持って地域の活動に参加していくこと自体が、高齢者等の生きがいや介護予防につながるため、住民が主体となって進める活動の立ち上げを支援する体制づくりが重要である。

第8期における具体的な取組

- 各地域包括支援センターに配置している第2層生活支援コーディネーターが、住民主体による地域支え合い活動への支援を行い、地域の関係者や多様な主体などとのネットワークを構築し、生活支援体制の充実強化を図り、支え合いの仕組みづくりを推進する。

- 「担い手養成研修会」を継続実施し、地域での活動を行うための知識や技能習得を支援するとともに、高齢者が主体的・積極的に地域での役割を担おうとする意識の醸成を図り、地域のニーズに地域で取り組み支え合う仕組みづくりを推進する。

目標（事業内容、指標等）

- 第2層生活支援コーディネーターが関わった地域支え合い活動の創出件数

- 担い手養成研修会の修了者数

第8期目標値	令和3年度	令和4年度	令和5年度
修了者数(単年度)	30人	35人	40人
修了者数(累計数)	211人	246人	286人

目標の評価方法

● 時点

中間見直しあり

実績評価のみ

● 評価の方法

- 第2層生活支援コーディネーターが関わった地域支え合い活動の創出件数の増加

- 担い手養成研修会の修了者数の目標達成

取組と目標に対する自己評価シート

年度

令和4年度 III 住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために

後期（実績評価）

実施内容

- 各地域包括支援センターに配置している第2層生活支援コーディネーターが、住民主体による地域支え合い活動への支援を行い、地域の関係者や多様な主体などとのネットワークを構築し、生活支援体制の充実強化を図り、支え合いの仕組みづくりを推進した。

【生活支援コーディネーターが関わった地域支え合い活動の創出件数】

21件（内訳：通いの場17件、買い物支援2件、除雪支援1件、その他1件）

（参考：令和3年度 29件）

【コロナ禍における通いの場の企画・運営の工夫】

県のデジタル通いの場モデル事業を活用し、ICT機器を使用し、オンラインで通いの場を実施した。

- 年2回「担い手養成研修会」を実施し、地域での活動を行うための知識や技能習得を支援するとともに、高齢者が主体的・積極的に地域での役割を担おうとする意識の醸成を図り、地域のニーズに地域で取り組み支え合う仕組みづくりを推進した。

【担い手養成研修会の修了者数】

19人、累計230人

（参考：令和3年度 30人）

自己評価結果【○】

- 地域支え合い活動については、創出件数は減少したが、除雪支援等、昨年度まではなかった新たな生活支援が創出された。また、コロナ禍での活動支援の一つとして、ICT機器を活用した通いの場支援ができた。
- 担い手養成研修会の修了者は減少したが、修了者の中には、通いの場を立ち上げたいと思い研修会に参加し、第2層生活支援コーディネーターの支援を受けて通いの場を立ち上げた方や、認知症高齢者等見守り支援員として活動している方など、修了者の活躍の場へのマッチングができた。

課題と対応策

- 【課題】・コロナ禍により、活動を休止する団体が多く、地域との関わり合いが難しい現状にある。
- ・担い手養成研修受講の働きかけを広く行うとともに、養成修了後の修了生の活動の実態把握と活動の場へのマッチングが必要である。

- 【対応策】・新型コロナの感染症法の位置づけ変更に伴い、活動の企画・運営方法を工夫する等、活動再開に向けた支援を行い、地域支え合い活動を推進する。
- ・アンケートなどにより、担い手養成研修修了者の実態調査を行い、修了生の活動の場へのマッチングを行う。

取組と目標に対する自己評価シート（フェイスシート）

タイトル IV 認知症でも自分らしく暮らせるために

現状と課題

- 認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を車の両輪とし、市民が認知症を正しく理解し、予防、適切な医療・介護につながるような取組を、認知症地域支援推進員を中心として、「つるおかオレンジサポートの会（認知症キャラバン・メイトによる有志の組織）」等関係団体と連携しながら進めている。
- 要援護高齢者が増加する中、虐待防止や成年後見制度について市民の理解への普及啓発が十分に進んでいない。
- コロナ禍の影響を受けながらも、認知症サポーター養成講座や認知症カフェ開設を進めているが、チームオレンジ設置に向けた取り組みには繋がっていない。

第8期における具体的な取組

- 認知症サポーターの養成と復習を兼ねて学習する機会として、ステップアップ講座の実施には至らず、今後、市民と協働し開催に向けた取組を推進する。
- 認知症カフェの開設等を推進し、認知症になっても地域で安心して暮らせるための地域支援体制を推進する。
- 見守りシール「どこシル伝言板」の取組で地域での見守り体制を推進する。
- 高齢者虐待の防止や早期発見・対応のため啓発を継続する。
- 権利擁護支援における地域連携ネットワークの構築及び中核機関の設置等の体制整備を行い、任意後見制度を含めた成年後見制度の普及に係る取組を推進する。

目標（事業内容、指標等）

評価項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症サポーター年度養成者数およびH17年度からの累計養成者数	1,000人 19,220人	2,000人 21,220人	2,000人 23,220人
認知症カフェの開設数	20か所	21か所	22か所

- チームオレンジの設置に向けたステップアップ講座の開催
- 成年後見制度中核機関の設置

目標の評価方法

● 時点

□中間見直しあり

実績評価のみ

● 評価の方法

認知症サポーターの人数、認知症カフェの開設数、成年後見制度等の利用促進については体制整備に係る取組の実施状況をもって評価する

取組と目標に対する自己評価シート

年度

令和4年度 IV 認知症でも自分らしく暮らせるために

後期（実績評価）

実施内容

- 認知症サポーター養成講座開催数 29回（令和3年度 30回）
- 認知症サポーター数 839人／年（令和3年度 923人）累計 19,675人
- 認知症カフェ開設数 18か所（非公開・休止中含む）
- 認知症カフェ市主催「ほっこりかふえ」年12(2)回開催 累計 284(8)人参加（若年認知症）
- 認知症カフェ「ほっこりかふえ」通信 12回発行
- 認知症カフェ出前教室 年3回開催 54人参加
- 認知症を理解する教室 年6回実施 累計 181人
- 市民を対象とした認知症関連講演会 年2回
- SOS見守りネットワーク「ほっと安心」つるおか 年間登録者数 81人 累計 220人
- 認知症見守りシール「どこシル伝言板」 年間登録者数 23人 累計 37人
- チームオレンジ・コーディネーター研修受講 2人
- 高齢者障害者虐待防止等連絡協議会 年2回開催
- 成年後見制度利用促進のための体制整備に係る意見交換会 年1回開催
- 成年後見パンフレットの作成
- 法務局出前講座 1回開催

自己評価結果【○】

- サポーター養成講座について、前年度より回数、受講者数ともに減少、目標値（2,000人）は達成できなかった。小中学校での実施数については、前年度と同様に4年度は12校で同数。
- 認知症カフェについて、介護施設会場でのカフェは休止をしているところもあるが、新たな開設に向けた支援を行うことができた。
- 高齢者障害者虐待防止等連絡協議会で、各分野の委員との意見交換を通じて高齢者虐待防止ネットワークの強化を図った。
- 成年後見制度利用促進に係る中核機関の設置に向けて契約し、制度の趣旨と相談窓口の周知を図るため権利擁護支援に係る相談支援体制を整備した。

課題と対応策

【課題】

- 認知症サポーターの養成は行っているが、フォローアップの場がない。
- withコロナにおける認知症カフェの開催方法について悩んでいる事業者がいる。

【対応策】

- 認知症サポーター養成講座修了者が、復習を兼ねて学習する等のフォローアップの機会となるように、フォローアップ講座の講師となるキャラバン・メイトへの研修の場を設けることを継続的に推進する。
- 新規カフェ開催の拡大、カフェの内容充実に向け、「カフェ出前教室」の開催、内容や開催方法の普及啓発を行う。

取組と目標に対する自己評価シート（フェイスシート）

タイトル V 介護保険をよりよく適切に使うために

現状と課題

今後、要介護認定率が急激に高くなる85歳以上の方が増加していくことにより、介護ニーズの増大、介護保険制度の運営が厳しい状況となることが予測される。要介護5認定を受けている方が多い。適正な介護認定の実施と質の高い介護サービスの安定的な提供を図るとともに、自立支援の理念に基づく適切なサービス利用の促進や事業所への研修・指導及び市民への周知、介護人材確保の支援に努める必要がある。

【要介護認定適正化事業 業務分析データ H29・R3・R4 第2回目】

・85歳以上人口と65歳以上人口、総人口に占める割合

	85歳以上人口	65歳以上人口に占める割合 (全国 15.0%)	総人口に占める割合 (全国 4.0%)
H29	8,056人	19.1%	6.2% (全国 4.0%)
R3	9,008人	20.7% (全国 17.0%)	7.3% (全国 4.8%)
R4	9,141人	21.0% (全国 17.5%)	7.5% (全国 5.0%)

・要介護5認定者と認定率

要介護5認定者数	認定者に占める割合(年齢補正)	認定者率(65歳以上人口に占める割合)
R4 929人	11.6% (全国 8.4%)	2.1% (全国 1.6%)

第8期における具体的な取組

1 介護保険事業の適正な運営【鶴岡市介護給付適正化計画】

(1) 要介護認定の適正化

介護認定調査票の全数点検

介護認定調査員研修会、介護認定審査会委員研修会の実施

(2) ケアプランの点検

多職種共同によるケアプランの点検(自立支援型地域ケア会議)

事業所運営指導によるケアプランの点検

居宅介護支援事業所主任介護支援専門員によるケアプランの点検

事業所委託による点検

テーマを定めた点検

定数越の訪問介護(生活援助サービス)を位置づけたケアプランの点検

居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証等による指導

(3) 住宅改修・福祉用具の点検

住宅改修全数点検、疑義事案の現地確認

住宅改修・福祉用具選定等にリハビリテーション等専門職の同行訪問・相談・支援

住宅改修等研修会

(4) 縦覧点検・医療情報との突合

適正化システム縦覧点検帳票による算定内容の確認

適正化システムの医療情報との突合帳票による算定内容の確認

(5) 市民啓発及び研修会

地域・団体・事業所への出前教室や研修会の開催

「介護保険ニュース」の発行

(6) 事業所指導

居宅介護支援事業所・地域密着型事業所の運営指導

ケアプラン検証等による指導

介護保険適正推進研修会

介護支援専門員ケアプラン研修会

生活機能改善をめざす提供支援事業(リハビリテーション職派遣事業)

鶴岡市推奨版 居宅サービス計画の基本的な考え方と書き方の手引きの利用勧奨

(7) 地域包括ケア見える化システム、国保連KDBシステム及び要介護認定適正化事業業務分析データ、介護保険給付適正化情報等の活用による分析及び評価、データの活用

2 介護人材の確保・定着と業務の効率化

- ① 介護職員初任者研修等への講師派遣（職員）や企業面談会等の実施による人材の新規参入支援
- ② 県や関係機関等の各種研修の情報提供や職員の処遇改善推進の事業者への働きかけ等による人材定着支援
- ③ ICT の有効活用による介護現場負担軽減や働きやすい職場づくりの推進

目標（事業内容、指標等）

取組み	第8期中目標（評価項目）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
① 要介護認定の適正化	調査票点検及び研修会の実施。厚生労働省作成の業務分析データなどを活用しながら認定調査員や審査会委員などに現状を周知し、質の平準化を図る。		
	中間評価項目における全国との乖離数		
	3項目	2項目	1項目
② ケアプランの点検	アセスメントに対する気付きを促し、ケアプラン点検の結果適切な実施状況を確認する。		
	適切なアセスメント実施率		
	6割以上	7割以上	8割以上
③ 住宅改修・福祉用具の点検	書面による点検は全件実施。さらに疑義ありに該当する場合、専門家と実地検査を実施。		
	継続実施	継続実施	継続実施
	国保連データを基に点検を行い、定期的な事業所実地指導及びケアプラン点検等で確認。		
	継続実施	継続実施	継続実施
④ 縦覧点検・医療情報との突合	国保連への委託により医療情報との突合及び縦覧点検を実施。		
	主要5帳票の点検の実施		
	5帳票	6帳票	7帳票
⑤ 出前教室開催	3ヶ年で企業等若い世代を対象にした取り組みにもつなげる		
	企業等の実施数		
	2事業所	3事業所	5事業所
⑥ 事業所実地指導	6年1回以上の実地指導について計画的に実施する。		
	実施率		
	85%以上	90%以上	95%以上

目標の評価方法

- 時点
 - 中間見直しあり
 - 実績評価のみ
- 評価の方法
 - 各項目の年間計画を策定し、実行、評価する。

取組と目標に対する自己評価シート

年度

令和4年度 V 介護保険をよりよく適切に使うために

後期（実績評価）

実施内容

1.介護保険事業の適正な運営【鶴岡市介護給付適正化計画】

(1) 要介護認定の適正化

介護認定調査票の全数点検

6,463件

介護認定調査員研修会

6回 参加人数 165人

介護認定審査会委員研修会の実施

2回 参加人数 128人

(2) ケアプランの点検

多職種共同によるケアプランの点検(自立支援型地域ケア会議)

60件

事業所運営指導(地域密着型サービス事業所等)によるケアプランの点検

78件

居宅介護支援事業所主任介護支援専門員によるケアプランの点検

18件

事業所委託による点検

8件

テーマを定めた点検

91件

定数越の訪問介護(生活援助サービス)を位置づけたケアプランの点検

11件

居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証等による指導

3件

(3) 住宅改修・福祉用具の点検

住宅改修全数点検

294件

疑義事案の現地確認

1件

住宅改修・福祉用具選定等にリハビリテーション等専門職の同行訪問・相談・支援 1件

住宅改修等研修会

1回 参加人数 92人

福祉用具国保連データを基に点検を行い、定期的な事業所運営指導・ケアプラン点検等で確認

(4) 縦覧点検・医療情報との突合

適正化システム縦覧点検帳票による算定内容の確認

点検件数 4,934件

4帳票を国保連に委託

入退所を繰り返す受給者縦覧一覧表、要介護認定の半数を超える短期入所受給者一覧表、軽度の要介護者にかかる福祉用具貸与品目一覧表、認定調査状況と利用サービスの不一致一覧表を市で実施

適正化システムの医療情報との突合帳票による算定内容の確認 突合件数 12,352件

国保連合会へ委託

(5) 市民啓発及び研修会

地域・団体・事業所への出前教室や研修会の開催

22回 参加人数 377人

「介護保険ニュース」の発行

1回

(6) 事業所指導

居宅介護支援事業所・地域密着型事業所の運営指導

17回

要介護認定有効期間の半数を超える短期入所介護を計画に位置付けた場合の点検・指導 60件

介護保険適正推進研修会

1回 参加人数 54人

介護支援専門員ケアプラン研修会

2回 参加人数 192人

生活機能改善をめざす提供支援事業(リハビリテーション職派遣事業)

2事業所

鶴岡市推奨版 居宅サービス計画の基本的な考え方と書き方の手引きの利用勧奨

通知数 305

(7) 介護給付費通知

(8) 地域包括ケア見える化システム、国保連 KDB システム及び要介護認定適正化事業業務分析データ、介護保険給付適正化情報等の活用による分析及び評価、データの活用

2.介護人材の確保・定着と業務の効率化

① 介護職員初任者研修等への講師派遣(職員)や企業面談会等の実施による人材の新規参入支援

② 県や関係機関等の各種研修の情報提供や職員の処遇改善推進の事業者への働きかけ等による人材定着支援

③ ICT の有効活用による介護現場負担軽減や働きやすい職場づくりの推進

自己評価結果【○】

1 介護保険事業の適正な運営【鶴岡市介護給付適正化計画】

取組	評価項目	目標値	令和4年度
中間評価項目における全国との乖離数	中間評価項目における全国との乖離数 (中央値±25%以内の項目数)	2項目 以下	3項目
ケアプランの点検	概ね適切なアセスメント実施率	7割以上	93.4%
住宅改修の点検	書面点検のうち、「疑義あり」に該当する事例について、専門家と実地検査をする	継続実施	継続実施
福祉用具の点検	国保連データを基に点検を行い、定期的な事業所実地指導及びケアプラン点検等で確認する。	継続実施	継続実施
縦覧点検・医療情報との突合	主要5帳票の点検の実施	6帳票	8帳票
出前教室開催	企業等の実施率	3事業所	2事業所
事業所運営指導	実施率	90%以上	73%

介護認定調査の中間評価項目における全国との乖離数は目標値を達成することができなかったが、中間評価項目における全国との乖離が大きい項目の研修、調査票の全数点検で修正の必要が多かった事業所の指導、全数点検時の指導の徹底等の取り組みを継続してきた結果、3項目中2項目については、乖離の幅が減少し改善がみられた。

ケアプラン点検での概ね適切なアセスメント実施率は、市が作成した「鶴岡市ケアプラン点検シート」の他者チェックによれば、できている19.8%・十分ではないができている73.6%・できていない6.6%であった。十分ではないができている多かったが、コロナ禍のため面接してのアセスメントを十分に行う事が難しかった影響があると思われる。詳細に見ると、「健康状況」に関するアセスメントができている割合が42.9%で最も低かった。ニーズにつなげるためには、より具体化したアセスメントが必要であることから、引き続きケアプランの点検とその結果に基づいた研修の機会を持つ必要がある。

住宅改修の書面点検で「疑義あり」の事例について作業療法士と同行訪問助言し、適切に住宅改修をすることができた。昨年度からの新規事業であり、1件のみの実施だった。住宅改修等研修会で、このケースの事例紹介を行い、必要時は専門家の助言を得ることの有効性について周知を図ることができた。

福祉用具の点検では、国保連データを基に点検と事業所運営指導時に福祉用具利用者のケアプラン点検を実施したが、サービス担当者会議で利用の必要性について確認している等、適切に取り扱われているケースが増加している。

縦覧点検・医療情報との突合は、目標値を達成することができた。国保連委託分の過誤調整額は6,715,125円であった。「入退所を繰り返す受給者縦覧一覧表」や「要介護認定期間の半数を超える短期入所受給者一覧表」で抽出される受給者は、施設入所待機のために老人保健施設や短期入所サービスを利用している者が多かった。「軽度の要介護者にかかる福祉用具貸与品目一覧表」「認定調査状況と利用サービスの不一致一覧表」の点検では目立って不適正と思われるサービス利用はなかったが、軽度者に対する福祉用具貸与の届出が無かった1件において過誤調整を依頼した。

出前教室の企業等での実施と事業所運営指導は、コロナ禍のため目標値を達成することはできなかったが、事業所運営指導は計画的に実施することができた。

2 介護人材の確保・定着と業務の効率化

「介護職員初任者研修」や市内高校の講義への講師派遣、「担い手養成研修」、UIターン人材等との企業面談会等を実施し、人材の新規参入につながる取組を推進した。また、県や関係機関が実施する各種研修の

情報を幅広く事業所に提供するとともに、職員の処遇改善推進の事業者への働きかけや各種研修等を通じた同業者間の横のつながりの構築等により、事業所職員の人材定着を支援した。

変更届出等のメール提出、運営指導時の電磁記録での確認、Zoomでの研修参加など、ICTを有効活用して介護現場の負担軽減や働きやすい職場づくりを推進した。

課題と対応策

1 介護保険事業の適正な運営【鶴岡市介護給付適正化計画】

要介護認定率は減少しているが、要介護5認定者が多い。認定を受けている者のうち 10.6%が介護サービスを利用していない。急性期病院においても、入院するとすぐに介護申請することが多い。県内市で一人あたり給付費が一番高く、サービス別では、通所介護、訪問介護、通所リハビリの順に多く、いずれも県平均より給付月額が多い。適切にアセスメントされていないケアプランがある。特に健康状況に関するアセスメントが適切になされていない。介護保険の理念が、市民に十分認識されていない。

要介護認定適正化事業、市民啓発事業、事業所指導とケアプランの点検、住宅改修・福祉用具の点検、介護給付費通知、縦覧点検・医療情報の突合、給付実績・データの活用等を行い、介護給付適正化を図る。

2 介護人材の確保・定着と業務の効率化

介護人材不足や将来の担い手減少は依然として本地域において重要な課題であり、関係機関等と連携しながら、引き続き介護事業所の人材定着や新規参入の支援に取り組んでいく。

電子申請届出システムの導入に向けた各種調整を進めるほか、さらなるICTの有効活用による介護現場の負担軽減や働きやすい職場づくりを推進する。

第8次山形県介護保険事業支援計画の進捗管理に係る
介護給付適正化主要5事業の実施状況報告（令和4年度）

市町村名：鶴岡市

1 要介護認定の適正化について

県では、(1)業務分析データの活用等による特徴と課題の把握、(2)認定調査結果の事後点検の両方の実施をもって、「要介護認定の適正化」を実施しているという捉え方をしています。

(1) 業務分析データの活用等による特徴と課題の把握について

▶厚生労働省HP「要介護認定適正化事業」(<http://www.nintei.net/index.html>)から取得可能な「業務分析データ」等を活用して、貴市町村における認定に係る特徴（偏り）や課題を確認し、機会を捉え、認定調査員・介護支援専門員・審査会委員等に周知し検討することにより、要介護認定の適正化を図ることをいいます。

① 次のうち、いずれか当てはまる方に○を記入してください。

Ⓐ 実施した イ 実施しなかった

② (①で「Ⓐ 実施した」を選択した場合) 実施内容・回数等を記載願います。

介護認定調査員現認研修会	1回
市介護認定調査員学習会	1回
介護認定審査会委員現任研修会	1回
介護認定審査会委員新任研修会	1回
介護保険適正推進運営会議	1回
鶴岡地区医師会主治医研修会	1回
鶴岡市介護保険ニュースの発行	1回

業務分析データが全国や県と乖離している本市の特徴的状況について、パワーポイントなどで説明した。

③ (①で「イ 実施しなかった」を選択した場合) その理由や令和5年度の実施方針を記載願います。

(2) 認定調査結果の事後点検について

▶委託で実施した認定調査の結果について、認定審査会に諮る前に保険者職員が内容を確認することをいいます。

① 次のうち、いずれか当てはまる方に○を記入してください。

(ア) 実施した イ 実施しなかった

② (①で「イ 実施しなかった」を選択した場合) その理由を記載願います。

[記載用紙]

2 ケアプランの点検について

(1) 訪問調査等による点検について

▶ 居宅介護サービス計画、介護予防サービス計画の記載内容について、保険者職員が実地での点検等により、介護支援専門員とともに確認検証を行うことをいいます。

① 次のうち、いずれか当てはまる方に○を記入してください。

(ア) 実施した イ 実施しなかった

② (①で「ア 実施した」を選択した場合) 実施方法、点検した事業者数、点検件数（プラン数）を記載願います。

実施方法：居宅介護支援事業所等運営指導に併せて実施

点検した事業所数：17

点検数：ケアプラン66 個別援助計画12

③ (①で「イ 実施しなかった」を選択した場合) その理由や令和5年度の実施方針を記載願います。

[記載用紙]

3 住改修の点検・福祉用具購入・貸与の調査について

(1) 住改修の点検における「書面による点検及び現地確認」について

▶ 被保険者からの申請を受け、工事施工前・施工後に申請書類・工事見積書・写真等により改修内容の審査点検を行うとともに、費用が高額なもの、改修規模が大きく複雑なもの、書類等からでは内容がわかりにくいケース等について、現地確認を行うことをいいます。

① 次のうち、いずれか当てはまる方に○を記入してください。

(ア) 実施した イ 実施しなかった

② (①で「ア 実施した」を選択した場合) 現地確認の件数、現地確認が必要と判断した理由等を記載願います。

現地確認の件数：1件

理由：手すりの設置、段差解消の住宅改修だったが、設置位置等に疑義があり、専門職の助言を行い、より適切な改修を実施することが必要と判断したため。

- ③ (①で「イ 実施しなかった」を選択した場合) その理由や令和5年度の実施方針を記載願います。

[Redacted]

(2) 福祉用具購入・貸与調査における「訪問調査等の実施」について

└ 福祉用具利用者について、訪問調査や適正化システム出力帳票等を用いての点検を行い、福祉用具の必要性や利用状況等を確認することをいいます。

- ① 次のうち、いずれか当てはまる方に○を記入してください。

ア 実施した イ 実施しなかった

- ② (①で「ア 実施した」を選択した場合)、訪問調査の実施件数、国保連帳票の活用状況を記載してください。

訪問調査は実施しなかった。

軽度の要介護者にかかる福祉用具貸与品目一覧表を活用し、1629件点検を実施した。

- ③ (①で「イ 実施しなかった」を選択した場合) その理由や令和5年度の実施方針を記載願います。

[Redacted]

4 医療情報との整合・縦覧点検について

└ 医療情報との 総合 …医療保険担当部署との更なる連携体制の構築を図りつつ、受給者の後期高齢者医療や国民健康保険の入院情報と介護保険の給付情報を整合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行い、医療と介護の重複請求の排除等を図ることをいいます。

└ 縦覧点検 …受給者毎に複数月にまたがる介護報酬の支払状況(請求明細書内容)を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数・日数等の点検を行い、請求内容の誤り等を早期に発見して適切な処置を行うことをいいます。

- ① 次のうち、いずれか当てはまる方に○を記入してください。

ア 実施した イ 実施しなかった

※ 国保連合会への委託により全保険者が実施しています。

- ② 国保連合会から提供されるデータ帳票（縦覧点検結果・突合結果等）について、確認・検証を実施している場合は、実施内容・頻度等を記載してください。

入退所を繰り返す受給者一覧表647件、要介護認定の半数を超える短期入所受給者一覧表82件、軽度の要介護者に係る福祉用具貸与品目一覧表1629件、認定調査状況と利用サービスの不一致一覧表561件を点検し、指定権者への情報点検や適正化事業への反映、過誤調整等を適宜行った。

5 介護給付費通知について

→ 保険者から受給者本人（家族を含む）に対し、介護給付費の給付状況等について通知することにより、適切なサービス利用について普及啓発することをいいます。

- ① 次のうち、いずれか当てはまる方に○を記入してください。

Ⓐ 実施した イ 実施しなかった

- ② (①で「ア 実施した」を選択した場合)、実施件数、国保連帳票の活用状況を記載してください。

実施件数：305

国保連帳票は活用せず、市システムで令和4年度中に75～84歳になる方のうち、令和3年中に要支援1または要支援2の認定を受けサービスを利用している方

6 その他の取組みについて

主要5事業以外で、介護給付適正化のために実施している取組みがある場合は、その内容を記載してください。

「介護保険適正推進員」として会計年度任用職員等3名（保健師）を専任職員として配置し積極的推進に努めている。

「介護保険出前教室」と称し、介護保険の理念や仕組み、利用方法、課題等について市民や事業所の啓発に努めている。